

(解釈正文に関する書簡)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定に関する本日の交換公文に關し、日本語、中国語及び英語により作成された同交換公文の解釈に相違がある場合には英語の本文によるものとすることを日本国政府に代わつて提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十三年九月六日に北京で

日本国外務大臣 安倍晋太郎

中華人民共和国

國務委員兼外交部長 吳学謙閣下

（中方函件）

（中国側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本部長は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

日本側書簡）

本部長は、更に、中華人民共和国政府に代わつて閣下の書簡に述べられた提案に同意する光栄を有します。本部長は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百八十三年九月六日に北京で

中華人民共和国

國務委員兼外交部長 吳学謙

日本国外務大臣 安倍晋太郎閣下

日本国外務大臣 安倍晋太郎先生閣下

閣下：

我謹收到閣下今日的来函，内容如下：

“我謹就今天有关今天签署的日日本国政府和中华人民共和国政府关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的协定的换文，代表日本国政府建议：上述用日文、中文和英文写成的换文，如果在解释上发生分歧，应以英文本为准。”

我谨代表中华人民共和国政府同意阁下来函中提出的建议。

顺此向閣下再次表示敬意。

中华人民共和国国务委员兼外交部长

吳学謙

一九八三年九月六日于北京